

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 平成27年度源泉所得税の改正

平成27年度の税制改正のうち、平成28年1月以後の源泉所得税に関する項目で主だったものをご紹介します。

### 1. 非居住者である親族

年末調整や確定申告において、非居住者を自身の配偶者や扶養親族として所得控除を受ける場合、下記の(A)と(B)の書類を提出する必要があります。

なお、非居住者とは日本国内に住所を持たず、現在まで引き続き1年以上居所を持たない者をいいます。

提出書類	①か②のいずれかを提出
親族関係(A)	①戸籍の附票の写しと非居住者のパスポート写し ②非居住者の氏名、生年月日、住所の記載がある外国政府等が発行した書類
送金関係(B)	①為替取引により非居住者に送金した事実が分かる金融機関の書類 ②非居住者がクレジットカードで決済した際の購入明細と居住者からその購入代金を受領したことを明らかにする書類

※ 該当する書類が外国語で作成されている場合には、翻訳後の書類を添付する必要があります。

### 2. NISA非課税枠の引上げ

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、平成28年分以後から非課税の対象となる非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の限度額が現行の100万円から120万円に引き上げられます。これにより、非課税とされる金額が5年間で最大600万円となります。

### 3. ジュニアNISAの創設

20歳未満の居住者等について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されました。この非課税措置は、平成28年1月1日以後に申し込んだ未成年者口座に、同年4月1日から受け入れた上場株式等について適用されます。非課税となる上場株式等の取得対価の限度額は年間80万円が限度とされますので、5年間で最大400万円までの売却益や配当金が非課税となります。

なお、口座開設者が18歳までの間は、一定の場合を除き、原則として未成年者口座からの払出しはできませんが、20歳になった年の翌年に、未成年者口座から一般のNISA非課税口座に移管することができます。

### 4. 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

参考までに平成27年度の改正項目ではありませんが、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当から、自転車や自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する1ヵ月あたりの非課税通勤手当の限度額が以下のように引き上げられています。なお、交通機関・有料道路を使っている人に支給する通勤手当や、交通機関の通勤用定期乗車券の非課税限度額は1ヵ月あたり10万円と変更ありません。

自動車や自転車による通勤距離	改正前	改正後
片道55km以上	24,500円	31,600円
片道45km以上55km未満		28,000円
片道35km以上45km未満	20,900円	24,400円
片道25km以上35km未満	16,100円	18,700円
片道15km以上25km未満	11,300円	12,900円
片道10km以上15km未満	6,500円	7,100円
片道2km以上10km未満	4,100円	4,200円
片道2km未満	全額課税	